

天理市告示第96号

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務の委託について
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2
条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地
方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定の基づき、次の
とおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年5月8日

天理市長 並河 健

記

受託者

奈良県天理市蔵之庄町470番地8

社会医療法人 高清会

理事長 高井重郎

委託した事務の範囲

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務